

○「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」の運用開始について

(令和7年12月26日付け香交企第216号)

自転車の交通安全教育については、令和6年2月に「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会」が取りまとめた「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する報告書」において、「民間事業者が行っている自転車の交通安全教育の内容を都道府県警察が認定するような制度を構築し、交通安全教育の実施主体を拡大できるようにする」とされたほか、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）に対する衆・参両議院の附帯決議において、「官民連携の強化を図るとともに民間事業者による自転車交通安全教育の質の向上に向けた施策を着実に実施し、ライフステージに応じた交通安全教育の充実を図ること」とされた。

これらを踏まえ、自転車の交通安全教育の需要（自転車の交通安全教育の実施に関する学校や自治体等のニーズ）と供給（事業者による交通安全教室等のシーズ）のマッチングを促進し、自転車の交通安全教育の充実化を図るため、今般、自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会において策定、公表された「自転車の交通安全教育ガイドライン」に即した効果的な自転車の交通安全教育を行う事業者・団体等を香川県警察ホームページで公表する「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」を開始することとした。

本制度の運用要綱については、別紙のとおりとし、令和8年1月5日から運用を開始することとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」運用要綱

### 1 趣旨

この要綱は、「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 目的

「自転車の交通安全教育ガイドライン」に即した効果的な自転車の交通安全教育を行う事業者・団体等を警察が「自転車の交通安全教育実施事業者」として公表することで、自転車の交通安全教育の需要と供給のマッチングを促進し、自転車の交通安全教育の充実化を図ることを目的とする。

### 3 公表の対象

香川県内において自転車の交通安全教室等を業として行う者であって、以下の基準（以下「公表基準」という。）に適合するものを公表の対象とする。

- (1) 主催する自転車の交通安全教室等における教育内容に自転車に関する交通法規が含まれること。
- (2) 主催する自転車の交通安全教室等における教育内容及び教育方法が、受講者のライフステージの特性に応じた効果的なものとなるよう「自転車の交通安全教育ガイドライン」に即したものとなっていること。
- (3) 主催する自転車の交通安全教室等の実施回数が原則として年に4回以上であること。
- (4) 主催する自転車の交通安全教室等の実施に当たり、責任者（18歳以上の者に限る。）及び自転車の交通安全教育の実地経験を有する者を配置し（交通安全教育の実地経験を有する者が責任者である場合を含む。）、かつ、教育内容に応じて必要な体制を備えていると認められること。
- (5) 6(1)ア(ウ)又は(エ)により公表の取りやめがなされ、その取りやめの日から起算して2年を経過していない者でないこと。
- (6) 代表者若しくは役員又は主催する自転車の交通安全教室等の実施に携わる者が以下のいずれにも該当しないこと。
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
  - ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等に当たる違法な行為を行うおそれがある者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令を受けた日から起算して2年を経

- 過しないもの  
オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者  
カ その他公表に適さない事由が認められる者

#### 4 公表等手続

##### (1) 公表の申出

香川県に事業所の所在地又は主な交通安全教育の実施場所があり、公表を受けようとする者は、申出書（別記様式第1号）及び誓約書（別記様式第2号）に必要事項を記載の上、当該者が公表基準に適合することを確認することができる書類（指導マニュアル、教育カリキュラム、配布教材等）を添えて、交通企画課長に提出し、申出を行うこととする。

##### (2) 公表基準の適合性の判断

交通企画課長は、(1)の申出を行った者（以下「申出事業者」という。）が公表基準に適合するものであるかについて、(1)で提出を受けた書類（以下「申出書類」という。）により確認する。申出書類により、公表基準に適合しているか判断が難しい場合には、必要な範囲で追加資料の提出依頼、ヒアリング、実地調査等を行うこととする。また、申出事業者が他の都道府県においても自転車の交通安全教育を実施しており、当該実施状況を確認する必要がある場合には、管轄の都道府県警察（以下「担当警察」という。）と連携するものとする。

##### (3) 公表

ア 交通企画課長は、申出事業者が公表基準に適合する場合には、「自転車の交通安全教育実施事業者」として香川県警察ホームページ（以下「公表サイト」という。）上に公表年月日、企業・団体名、所在地、連絡先、ホームページURL及び教育対象（以下「公表項目」という。）を公表するとともに、公表通知書（別記様式第3号）により、公表する旨について当該事業者（以下「公表事業者」という。）に通知するものとする。

また、申出事業者が公表基準に適合しない場合には、交通企画課長は、不公表通知書（別記様式第4号）により、公表を行わない旨について理由を記載の上、当該事業者に通知するものとする。

イ アの公表に当たり、公表事業者が自転車の交通安全教育を実施するエリア（以下「活動エリア」という。）が香川県以外の都道府県に係る公表の依頼を行った場合、交通企画課長は、活動エリアを管轄する担当警察に対し、活動エリア公表通知書（別記様式第5号）に申出書類の写しを添えて通知するものとする。

ウ 交通企画課長は、担当警察から活動エリア公表通知書（別紙様式第5号）により通知を受けた場合は、当該公表事業者を「自転車の交通安全教育実施事業者」として公表サイト上に公表項目を公表するものとする。

##### (4) 判断期間

(1)により、申出書類を受理した交通企画課長は、原則として30日以内に申出事業者に公表又は非公表の旨を通知するよう努めるものとする。

(5) 申出内容変更及び公表の取りやめの申出

ア 公表事業者は、申出内容を変更するとき又は公表を取りやめるときには、速やかに申出書（別記様式第1号）を交通企画課長に提出するものとする。この場合において、公表事業者が県外の活動エリアの公表を受けているときは、交通企画課長は、提出を受けた申出書の写しを担当警察に送付するものとする。

イ 公表内容の変更に係る申出を受けたときには、交通企画課長は、速やかに公表サイトの公表内容を変更するものとする。

## 5 年次報告

(1) 公表事業者は、毎年度、前年度の交通安全教育実施状況について、自転車の交通安全教育実施状況報告書（別記様式第6号）により交通企画課長に報告するものとする。

(2) 公表事業者が県外の活動エリアの公表を受けているときは、交通企画課長は、(1)により報告を受けた自転車の交通安全教育実施状況報告書の写しを担当警察に送付するものとする。

## 6 公表の取りやめ

(1) 公表の取りやめ事由

ア 交通企画課長は、公表事業者が以下のいずれかに該当するときは、公表を取りやめることができる。

(ア) 公表事業者から4(5)による公表取りやめの申出があったとき

(イ) 公表事業者が3(1)から(4)に定める公表基準に適合しなくなったとき

(ウ) 公表事業者が3(6)に定める公表基準に適合しなくなったとき

(エ) 偽りその他不正の手段により公表を受けたことが判明したとき

(オ) その他公表を継続することに適さない事由が発生したと認められるとき

イ 交通企画課長は、担当警察から公表依頼を受けた事業者がア(イ)から(オ)に該当すると判明した場合及び公表に関して疑義が認められる場合は、担当警察と協議するものとする。

(2) 公表の取りやめの通知

交通企画課長は、公表事業者に対して(1)アによる公表の取りやめを行うときは、公表取りやめ通知書（別記様式第7号）により、その旨を当該公表事業者に対して通知するものとする。

(3) 担当警察への通知

交通企画課長は、(1)アによる公表の取りやめを行う公表事業者が、県外の活動エリアの公表を受けているときは、遅滞なく当該活動エリアを管轄する担当警察に対し、活動エリア公表取りやめ通知書（別記様式第8号）により、公表の取り

やめについて理由を記載の上、通知するものとする。また、担当警察から同通知を受けた交通企画課長は当該公表事業者の公表を取りやめるものとする。

## **7 警察庁への報告等**

交通企画課長は、4 (3) の公表、4 (5) の申出内容の変更又は6 の公表の取りやめを行ったときは、遅滞なく当該事業者に係る公表項目を警察庁に報告するものとする。

## **8 制度の周知等について**

各所属にあつては、各種機会を捉えて、自転車の交通安全教育を行う企業又は関係団体及び自転車の交通安全教育の需要側である学校等教育機関、自治体、一般家庭等に対し積極的に本制度を周知するものとする。